



発行日	2020年	5月14日
発行者	瀬戸伸一	
編集者	瀬戸伸一	
印刷	葉山喜義	

美 Now!! (なう)
5月号

お知らせ

コロナウイルス拡散防止の為
組合事業に支障が出ております

参加予定の方々には大変ご迷惑おかけ致します
随時広報・連絡網でお知らせして参りますので
資料をよくお読み下さい

不明な点は組合長瀬戸までご連絡下さい。

組合費 K B K会費 無料のお知らせ

環衛協会 会費無料のお知らせ

K B Kマスク無料配布のお知らせ



厚東地区美容業組合だより

2020年 5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12 精華園	13 メール便 発送予定日	14 三役会	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 精華園	3	4	5	6
7	8	9	10	11 三役会	12	13
14	15	16	17 メール便 発送予定日	18	19	20
21	22	23 リズム	24	25	26 英会話	27
28	29	30				

－組合報告－

福祉共済	福祉共済 金婚式祝金 1名 5万円、 古希祝金 2名 各1万円
住所変更	厚木地区 カリーナ 柳川美穂先生が店舗移転されました 新住所 : 厚木市戸室1-25 ミズログイハイツ101 電話番号は変わりません 海老名地区 ネモト美容室 根本礼子先生 住所表記が変更になりました 新表記 : 海老名市中野2-29-34 名簿の訂正をお願いします
退会	愛川地区 ルミ美容室 本間留美先生が一身上の都合により退会されました 名簿の訂正をお願いします
4月29日	滞納者に内容証明にて請求書を送付しました 規約に則り、6ヶ月以上の滞納者に最終勧告いたしました 今後は対応により退会及び調停へ委ねる事と致します
5月12日	第59回KBK厚木支部（厚木地区美容業組合）総会 今回は書面決議とし、総会は中止しました 第1号議案 令和1年度事業報告及び決算関係書類承認の件 第2号議案 役員任期満了につき改選（地区長 会計） 第3号議案 令和2年度収支予算及び事業計画決定の件 組合総数94名中 委任状9名 決議書69名で 組合員数の過半数を超えましたので、すべての議題が賛成多数で承認されました
5月12日	精華園カット奉仕 実施 奉仕時間 9:25～11:05 カット人数 15名、 担当地区: 海老名地区 責任者 ビューティパレスM&E 参加者 ビューティパレスM&E あらき美容室 以上 2名 次回 6月2日 担当地区: 海老名 班 責任者 トミ美容室
5月12日	紅梅学園カット奉仕 中止 コロナウイルス拡散防止のため中止になりました

－今後の予定&お知らせ－

<p>会計より お知らせ</p>	<p>組合費その他自動引き落としの件 5月11日に引き落としがありました。 残高不足の店舗には会計 石井が電話をかけるので、 よろしくをお願いします。</p> <p>詳しくは会計石井までご連絡下さい。 TEL 046-224-8353</p>
<p>お知らせ</p>	<p>会計業務の効率化のため1年払いまたは6ヶ月払いを進めてます 変更可能の方は会計石井までご連絡下さい</p>
<p>お知らせ</p>	<p>組合費 KBK会費 無料について</p> <p>先に連絡網でお知らせしましたが、組合費 KBK会費を4ヶ月無料とします しかしいつから無料かわからないという声をお聞きしましたので詳細を追加致します 無料の期間は、5月 6月 7月 8月の4ヶ月とします 2ヶ月払いの方は5月 7月の支払いは無料とします 6ヶ月払いの方は5月に2ヶ月分の請求となります 12ヶ月払いの方は5月に8ヶ月分の請求となります 尚、従業員割り当ても4ヶ月無料とします 互助会費は5月に加入者すべてに請求させていただきます 福祉共済は毎月加入者に請求致します 環衛協会費は今年は無料です</p> <p>滞納されてる方は滞納分の請求をさせていただきます</p> <p>まだまだコロナウイルスが猛威をふるっており 収束の目途が立ちませんが 組合員の皆様もお身体を大事に手洗い消毒に気をつけてお過ごし下さい 微力ではありますが手助けできる事も有るかもしれません ご不明な点 何かございましたら支部長瀬戸までご連絡下さい</p> <p>FAX 046-234-6076 メール s-seto@nifty.ne.jp ※LINE登録頂きましたら店名と氏名を送って下さい</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
<p>お知らせ</p>	<p>マスク無料配布の件 KBKより組合員へ一人5枚の配布がありましたので同封させていただきます</p>
<p>お知らせ</p>	<p>KBKマスク 消毒用エタノールスプレー 消毒用エタノールジェル 販売 連絡網でお知らせし、予約注文しました マスクは入荷しましたので役員がお届けに回ります</p> <p>消毒用エタノールスプレー ジェルは5月下旬入荷予定です 届き次第瀬戸がご連絡致します</p>

お知らせ	環境衛生協会 総会 6月9日に総会を予定しましたが コロナウイルス拡散防止のため書面決議となりました 先月の美なうで同封しました決議書に署名捺印して 郵送またはFAXでお送り下さい FAX 046-234-6076
	コロナウイルス拡散防止のため厚木の公共施設が 3月4日(水曜日)から5月31日(木曜日)までの期間、休館します 6月以降も未定です 詳しくは各サークル責任者にご確認下さい
リズム体操 サークル	5月26日(火) リズム 中止になりました 6月23日(火) リズム 厚木アミューF5 和室4 13時～15時 7月28日(火) リズム 厚木アミューF5 503 13時～15時 詳しくは 本田 林田までお問い合わせ下さい
英会話 サークル	5月22日(金) 英会話 中止になりました 6月26日(金) 英会話 厚木アミューF6ルーム601 19時～22時 7月24日(金) 英会話 厚木アミューF6ルーム601 19時～22時 詳しくは 増永までご連絡下さい
ボーリング サークル	コロナウイルス拡散防止のためしばらくお休みとします ロフティー林店 葉山まで046-222-9410ご連絡下さい

(国) 持続化給付金

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

申し込みはインターネットからのみ

電話でのお問い合わせ
 持続化給付金事業 コールセンター
 0120-115-570 I P 電話等 03-6831-0613

(県) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第2弾) について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等を令和2年5月31日まで延長したことに伴い、県は要請等に協力していただいた事業者等に支援を行います。

交付対象事業者

県内に事業所等を有し、令和2年5月7日から令和2年5月31日までの全期間
 (少なくとも期間中20日間、遅くとも令和2年5月12日(火曜日)から
 令和2年5月31日(日曜日)までの間)、

県からの要請はないが、自主的にご協力いただき、休業した中小企業及び個人事業主等

交付予定金額 **1事業者あたり 10万円**

申請受付開始時期 第1弾の協力金交付終了後、速やかに開始予定

(参考) 第1弾の協力金の申請受付期限は令和2年6月1日(月曜日)まで(当日消印有効)

申請方法等 **6月上旬頃、HP等にて別途お知らせします。**

その他 本事業実施にあたっては、今後提案する補正予算案が議決されることが条件となります。

(国) 特別定額給付金

- 1 給付対象者及び申請・受給権者 【給付対象者】
基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
- 【申請・受給権者】 その方の属する世帯の世帯主
- 2 給付額 給付対象者1人につき10万円
- 3 申請方法
 - (1) 郵送申請（世帯主あてに郵送された申請書による申請）
令和2年5月末（予定）から順次発送。詳細が決定次第、随時お知らせいたします。
(注意事項) ◆郵送申請は、マイナンバーカードがなくてもできます。
◆申請書へのマイナンバー記載は必要ありません。
◆申請に当たって、住民票の取得は必要ありません。
 - (2) オンライン申請（マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方が利用可能）
令和2年5月7日から受付中。

(厚木市) 企業の事業継続への支援事業

(1) 休業・短縮営業支援 【一律20万円】

緊急事態宣言を受け、市内の店舗・事業所等を「休業あるいは短縮営業」している事業者へ協力金を支給します。なお、複数の店舗等を営んでいる場合は、各々が対象となります。

<対象> 厚木市内で事業を実施している事業者

<対象要件>

(ア) 休業 令和2年4月25日から5月6日まで継続して休業し、かつ、5月7日から5月31日までの期間で10日以上休業を見込んでいる事業所等

(イ) 短縮営業 令和2年4月25日から5月6日まで継続して短縮営業し、かつ、5月7日から5月31日までの期間で10日以上短縮営業を見込んでいる事業所等

(注意事項)

短縮営業とは、通常の夜間営業時間を午後8時過ぎとしていた事業所が午後8時以前に短縮することです。

(2) 家賃助成 【1か月の家賃額の1/2、（上限20万円、千円未満切捨て）を3か月分助成】

前年同月比等で売上げが減少している事業者に対して家賃の1/2を助成します。なお、複数の店舗等を営んでいる場合は、各々が対象となります。

<対象> 令和元年12月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業者

<対象要件>

(ア) 令和元年12月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業所等

(イ) 令和2年3月及び4月の平均売上げが、前年同月比の平均売上げが15%以上減少している事業所等。
なお、前年同月の売上げがない場合は、令和2年1月及び2月の売上げ平均で15%以上減少している事業所等

<対象経費>

令和2年3月から5月に事業を実施するため賃貸借契約している家屋及び土地の賃貸借料

<申請期間> 令和2年5月15日（金曜日）から令和2年6月30日（火曜日）

問い合わせ 〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」に郵送または電子申請

(海老名市) 中小企業・個人事業主へ最大30万円を交付

趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業活動に影響がある中小企業者及び個人事業主の経済的支援を目的に支援金を交付します。

交付対象者

以下の(1)～(4)のすべての要件を満たす者

(1) 市内に事業所または店舗等を構える中小企業者または個人事業主であること。

(2) 市内で営む業種が日本標準産業分類における次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 小売業 イ 宿泊業、飲食サービス業 ウ 生活関連サービス、娯楽業

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の店舗等の令和2年3月または4月の売上高が、前年同月と比較して20%以上減少していること。

(4) (3)で売上高の減少を確認した店舗等が令和2年1月1日以前に操業を開始していること。

交付金額 1事業者あたり上限30万円

申請期間 令和2年5月11日から令和2年6月30日まで

申請方法 郵送

海老名市 経済環境部 商工課 海老名市中小企業等事業継続支援金担当 宛

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 (座間市) 中小企業・個人事業者への支援金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に給付金を給付します
2020年5月13日登録

座間市中小企業等緊急支援給付金

市では、新型コロナウイルス感染症によって事業活動等に様々な影響を受けた事業者に対し、市独自の給付金を給付します。

対象者

次のいずれかに該当する事業者（令和2年4月10日以前に開業しており、営業実態のある者）。

1. 神奈川県知事が要請した休業要請等対象施設
2. 1. の対象とならない事業者で、市内に事業所があり、当該事業所において令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月が存在する事業者（創業間もなく、比較対象がない事業者は、創業した月から令和2年1月31日までの期間の事業収入の平均と比較）。ただし、チェーンストア方式による事業形態で事業を営む者は対象となりません。

給付金額

対象者の要件を満たす市内の事業所ごとに10万円を給付（1回を限度）

申請期間・方法

5月13日（水）～9月30日（水）（当日消印有効）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記商工観光課宛に郵送

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市役所 商工観光課 宛

注意事項（必ずお読みください）

- 給付金は事業所ごとに1回が申請限度です。
- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けた事業所は、県から協力金の返還命令を受けた場合、市が給付する給付金も返還の対象となります。

(愛川町) 中小企業・個人事業者への支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者へ、事業全般に広く使える支援金を支給します。国の「持続化給付金」は売上減少率50%以上を対象としていますが、町では独自に売上減少率30%以上まで対象を拡大し、業種を問わず、より広い範囲の支援を行います。

給付額 一律20万円

- ◎対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月のうち、いずれか1カ月の売上が前年同月比で30%以上減少した、町内に事業所を有する中小企業・個人事業主
- ◎申請方法など詳細は決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ

商工観光課商工労政班 ☎（内線）3840・3841

または 中小企業・個人事業者支援金専用ダイヤル ☎046(281)9994（5月15日より）

その他 国 県 各市町村で助成制度等が臨時で制定しております

詳しくは各自自治体のホームページでご確認下さい